

1. 松戸市立寒風台小学校PTA設置規約の制定 承認の件

本校におけるPTA活動は、令和3年度よりボランティア制となり、その組織及び活動についても大きく転換しております。

また、個人情報の取り扱いやPTAへの入会及び会費負担に係る意思確認等、社会情勢の変化に対応した適正なPTA活動の在り方や活動方法等について、検討を進めております。

つきましては、現在の組織体制及び活動内容に即した設置根拠を整備するとともに、より適正なPTA活動の在り方や活動方法の具現化に向けて、本校PTAの新たな設置根拠を定めるものです。

なお、本規約（案）については、松戸市教育委員会及び同スクールロイヤーからの助言・指導等により、必要に応じて一部修正を行う可能性があります。

- ・ 松戸市立寒風台小学校PTA設置規約は、別紙（案）のとおり